

企業紹介動画配信事業 YouTube「世羅町企業紹介チャンネル」運用ポリシー

第1. 目的

この運用ポリシーは、世羅町が動画共有サービス YouTube(以下、「ユーチューブ」という。)を利用した企業紹介動画配信事業の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2. 用語の定義

ユーチューブに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) ユーチューブ: インターネット上での動画配信サービス。
- (2) チャンネル登録: チャンネル(動画を公開している他アカウント)をお気に入り登録する機能をいう。
- (3) 世羅町企業紹介チャンネル: 世羅町がユーチューブ上に設置する世羅町が投稿した動画の再生リストをいう。
- (4) アカウント: ユーチューブを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (5) コメント: 投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

第3. 運営主体・アカウント情報

- (1) 世羅町企業紹介チャンネルの管理、動画の投稿は商工観光課が行う。
- (2) アカウント名は、「世羅町企業紹介チャンネル」とする。
- (3) アカウント URL は <https://www.youtube.com/channel/UCjp7xq4tlZw9z9mdWaZjaA> とする。

第4. 運用方針

本運用ポリシーは、町内企業等の情報を紹介する動画を掲載することにより、町内外の高校生、求職者、移住希望者等に広く町内企業等の情報を発信することを目的として運用する。

- 2 掲載する動画は、町内企業等の採用活動を目的とし、自社の企業情報や魅力等を紹介する動画とする。
- 3 動画の掲載を希望する町内企業等(以下、「掲載企業」という。)は、本ポリシーに定める申請手続きにより、町の承諾を受けるものとする。
- 4 更新は、掲載内容が変更になった場合に限り、更新できるものとする。その場合の手続きは、当初の掲載と同様とする。
- 5 掲載に係る企業の負担金は1動画あたり 10,000 円とする。また、更新する場合は、1動画あたり 20,000 円とする。

第5. 掲載企業の要件

掲載企業は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 世羅町内に本店又は事業所及び主たる事業活動拠点を有すること。
- (2) 役員等が暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

第6. 掲載動画の要件

掲載動画の内容は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 著作権、肖像権、プライバシー等、他社の権利を侵害するもの又は侵害を助長するものでないこと。
- (3) 虚偽の内容が含まれていないこと。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものでないこと。
- (5) 物品販売やサービスの提供など、営利目的に作成されていないこと。

- (6) 上記に定めるもののほか、公開することが適正でないと思われる内容がふくまれたものでないこと。
- 2 掲載動画の規格等は次の各号を全て満たすものとする。
- (1) 原則として3分程度の長さで作成されたものであること。
 - (2) 掲載に可能な解像度、ファイル容量等であること。
 - (3) その他運用及び視聴に支障がないと認められるものであること。

第7. 申請手続き

- 掲載企業は、企業紹介動画掲載申請書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 前項の申請があったときは、第4、第5及び第6に定める要件等を確認し、商工観光課長の決裁を得るものとする。

第8. 動画の取り下げ、削除及び配信の停止

- 掲載企業は、動画の掲載取り下げを希望する場合は、取り下げの申し出ができるものとする。
- 2 取り下げの申し出は、取下げ届(様式2号)を提出するものとする。
- 3 町は掲載された動画について、第5または第6に規定する要件を満たさないことが判明したときは、予告なく掲載動画を削除することができるものとする。
- 4 本事業の終了等の事情が生じたときは、町は予告なく配信を停止することができるものとする。

第9. 運用について

- (1) 世羅町のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、世羅町企業紹介チャンネルのアカウント名を世羅町ホームページ及び世羅町商工会ホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及び投稿内容については、本チャンネルの概要欄に明示する。
- (3) 本アカウントは、町内企業の情報発信に用いることとしているため、原則として、コメント欄及びチャンネル登録は使用しない。

第10. 免責事項

- (1) 世羅町は、本チャンネルにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではない。
- (2) 世羅町は、ユーザーが本チャンネルを利用したこと、もしくは利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (3) 世羅町は、本チャンネルに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者でトラブルが発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (4) YouTube の利用方法、技術的な質問、システム状況などに関しては、回答しない。
- (5) 世羅町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合がある。

第11. その他

その他、この事業の運用について必要な事項は、商工観光課長が別に定める。

附則 この運用ポリシーは、令和3年2月18日から施行する。

この運用ポリシーは、令和7年4月1日から施行する。